

第2回赤穂市人権教育・啓発基本計画策定委員会会議録

1 日 時 令和4年11月29日（火） 14：30～15：45

2 場 所 市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 委 員

秋川陽一（委員長）、森田珠恵（副委員長）、池坂めぐみ、桐谷恵公、
古森雄三、馬場邦昌、木村佳史

（※矢野英樹、福島由美子、坂本こず恵は所用のため欠席）

(2) 事務局 （市民部長） 関山善文（市民対話課長） 松本久典

（教育次長） 入潮賢和（商工課長） 高見直樹

（人権・男女共同参画係長） 一二三千加子

（有年隣保館長） 上山健（人権・男女共同参画係員） 宮本彩

(3) 傍聴者 なし

4 会議の概要

(1) 議事

①人権教育・啓発基本計画（素案）について

②今後のスケジュールについて

(2) 会議録

事務局 失礼いたします。定刻から少々早いですが、ただ今より、第2回赤穂市人権教育・啓発基本計画策定委員会を開会いたします。

本日の委員会には、7名の出席がございまして、委員の過半数の出席をいただいておりますので、本委員会は成立しておりますことを報告いたします。

なお、矢野委員、福島委員、坂本委員からは、所用のため、欠席のご連絡をいただいております。

また、今回初めての出席となります、桐谷委員をご紹介させていただきます。

桐谷委員 失礼します。桐谷恵公といいます。前は失礼しました。初めて参加させていただきます。これからまたいろいろと、赤穂市の行政に協力したいなと思っています。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。

本日の会議は、原則公開することとしておりますが、本日の傍聴希望者はありませんでした。

本日の会議につきましては、資料の方を事前に配付させていただいておりますが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは早速ですが、委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

委員長 皆様こんにちは。

今日は大変ご多用の中また足元悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。第2回の本委員会も、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。では早速、議事の方に入らせていただきます。

人権教育・啓発基本計画（素案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、人権教育・啓発基本計画（素案）についてご説明させていただきます。まず本日、正誤表をお配りしておりますが、訂正が4ヶ所ございます。15ページ、資料の「1 アンケートの概要」、一般の4段目、回収数「1,241人68.1%」を「1,295人71.1%」に。16ページ、「(4) さまざまな人権問題」の①女性の3行目、25.2の「(一般)」を%の後ろに移動。18ページ、上から2行目、大学生34.8の後ろの点を削除。あと4点目が、29ページの表題の、「赤穂市人権意識調査（アンケート）の意見・要望欄」の内容の、意見・要望欄

を、意見・提案欄に訂正をよろしくお願いいたします。

それではお手元の資料、「赤穂市人権教育・啓発基本計画（素案）」をご用意ください。

目次をお願いします。

この計画は、第Ⅰ章から第Ⅳ章までとなっており、第Ⅰ章では、計画の策定にあたり、「計画策定の趣旨」、「計画の期間」、「計画の位置づけ」を、第Ⅱ章と第Ⅲ章では、「赤穂市人権意識調査（アンケート）」を踏まえ、第Ⅱ章の「人権教育・啓発の推進」では、地域、企業等、学校における現状と課題、施策について、また第Ⅲ章では、「身近な人権課題等に対する施策の推進」として、令和3年に策定した「赤穂市総合計画」における「人権施策の方向性」と、「分野別人権課題に対する施策」では、子ども、女性、障がいのある人、高齢者をはじめ、アンケートでも関心の高い分野からインターネットやLGBTQ+にかかる分野、また、感染症にかかわる人権や本市の人権課題である同和問題について、現状と課題を明らかにし、施策の方向性を掲記いたしております。

第Ⅳ章では、今後の課題に対応するための人権施策を総合的かつ効果的に推進するための方策について記載しております。

15ページ以降の資料につきましては、「赤穂市人権意識調査（アンケート）」の概要を、20ページ以降は、各設問の結果をグラフで表したものの、29ページ以降にはアンケートの意見・提案欄の内容を掲記しております。

それでは1ページをお願いします。

まず、「1 計画策定の趣旨」についてですが、だれもが人間として尊重され、幸せに生きていくため、国等では、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めています。本市においても、平成30年に「人権教育・啓発基本計画」を策定し、互いが尊重し合い、すべての人が自分らしく生きることができる社会を目指し、家庭、学校、地域など、あらゆる場や機会を通して人権施策を推進してきました。計画策定から5年が経過し、さまざまな人権課題に対応するため、計画の改定を行うものです。

次に、「2 計画の期間」ですが、令和5年度から9年度までの5年間とし、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため、必要に応じて計画の見直し

を行います。

次に、「3 計画の位置付け」ですが、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定し、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための指針とします。

なお、策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」などの趣旨を踏まえ、「赤穂市総合計画」や各種計画などとの整合性を図ることとしております。

次に、2ページをお願いします。

「第Ⅱ章 人権教育・啓発の推進」についてです。ここでは、地域や職場や学校における身近な出来事を人権の視点から、人権教育・啓発活動を着実に実施していくため、地域、企業等、学校における、人権の現状と課題、施策について記載しております。

はじめに、「1 地域」についてです。

人権尊重の立場で思いやりを持った行動と人権意識の高揚や差別意識の解消を図るためには、住民学習の場や機会の充実が求められますが、今回のアンケートから、参加者には地区行事として仕方なく参加している消極的な傾向がみられます。このため、多様な世代に対して、人権への関心が高められるよう、個々の人権課題の特性に応じた人権教育および人権啓発が効果的に行えるよう工夫する必要があります。このため、人権意識を高めるための啓発として、各種啓発資料の提供や、住民学習の充実と人権啓発の地域リーダー育成の支援に努めるとともに、市民の関心を高めるため、市民が参加しやすいような講演会やパネル展を実施することとしております。

次に、3ページをお願いします。

「2 企業等」についてですが、企業等の事業所は、差別のない働きやすい職場環境の確保、男女共同参画社会の実現など、社会的役割を担っていることから、「仕事」と「生活」の「調和」を図ること（いわゆるワークライフバランス）や、健康的で誰もが生き生きと働くことができる職場づくりが求められています。このため、さまざまな人権研修を実施し、意識啓発を図るとともに、指導者育成、啓発資料の充実に努めるとしてまいります。

次に、4ページの、「3 学校」ですが、学校教育では児童生徒の発達段階に

応じて、人権尊重の意識を高めていく必要がある一方で、個性や多様性を認め合い、自身と他者の人権を尊重する気持ちを育むことが求められています。このため、子どもの体験的な活動を通して、いのちや人権に関わる、豊かなこころを培う教育を推進し、家庭や地域社会とも協力しながら、児童生徒が社会的自立の基礎を築けるよう支援するとともに、さまざまな人権の課題解決に向けて、学校力の向上、人権意識の高揚を図ることとしております。次に、5ページをお願いします。

第Ⅲ章では、「身近な人権課題等に対する施策の推進」についてです。

「1 赤穂市総合計画（人権施策）」では、総合計画における人権施策の方向性を示しており、人権教育、啓発にかかる地区リーダー研修会・住民学習会等への支援と、新たな感染症に関する啓発活動を実施することとしております。次に、「2 分野別人権課題に対する施策」については、(1) 子どもの人権として、アンケートでは児童虐待が特に問題あると思う項目として、世代を問わず、最も多くの回答がありました。また、最近では、本来大人が担うべき家事や家族の世話、介護等を行うヤングケアラーが、社会的にも大きな関心を集めており、学校では、いじめや不登校、ネット上のトラブルの増加が問題となっております。このため、施策の方向性として、児童虐待、ヤングケアラーなど困難を抱える子どもや家庭への支援や、学校では子どもへの人権侵害に対する早期対応や、教職員の意識を高め、人権を尊重した学習環境の整備を進めることとしております。

6ページをお願いします。

(2) 女性の人権です。アンケートでは、女性の人権として特に問題があるとして、「男女の性別による固定的な意識（「男は仕事、女は家庭」など）」と回答した人が、一般、学生にかかわらず最も多くなっていることから、施策の方向性では、男女共同参画の正しい理解が進むよう啓発に努めることとしております。また、女性に対する暴力は重大な人権侵害であることから、市民への周知、啓発とともに、関係機関と連携し、DVに関する相談や自立支援に取り組むこととしています。

8ページをお願いします。

(3) 障がいのある人の人権では、「障害者福祉長期計画」策定時のアンケー

トでは、障がいを理由とした差別や偏見を受けた経験がある人が、若い世代に多くあったという結果を踏まえて、施策の方向性では、障がいや障がいのある人に対する理解や、「障害者差別解消法」等の周知啓発に取り組むこととしています。

9ページをお願いします。

(4) 高齢者の人権です。アンケートでは、「高齢者に関することで、人権上、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか」という問いに対し、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」という回答が、一般、学生を問わず、最も多くありました。こうした高齢者を標的とする消費者被害を防止するため、施策の方向性では、関係機関が連携し、啓発や積極的な情報交換、相談体制の充実を図ることとし、また、高齢者の権利擁護のための環境整備の推進や虐待に対する早期発見、早期対応等ができる体制の充実を図ることとしています。

11ページをお願いします。

(5) インターネットによる人権侵害です。インターネットによるさまざまな人権侵害が発生しており、アンケートでもネットによる誹謗中傷や差別的な表現が、一般、学生を問わず、特に問題があるとして最も多くの回答がありました。このため、施策の方向性として、人権の視点を踏まえたインターネット利用上の注意点について、さまざまな層を対象に啓発を推進するとともに、モニタリング監視により、ネット上の差別書き込みの抑止に努めることとしております。

12ページをお願いします。

(6) 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別です。今回のアンケートでは、LGBTQ+など、性的少数者、同性カップル、性的指向について、一般に比べ学生の関心が高く、「現在、LGBTQ+など、性的少数者について、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問いに対しては、全世代で「差別的な言動をされること」という回答が最も多くありました。このため、LGBTQ+に対応するため、施策の方向性では、学校における性同一性障害に係る児童生徒に対する細やかな対応や、LGBTQ+に対する、理解、啓発に努めることとしております。

13ページをお願いします。

(7) 感染症をめぐる人権です。医学的に見て不正確な知識や思い込みは、感染症患者に対する偏見や差別につながります。新型コロナウイルス感染症では、感染した方や家族のみならず、治療にあたった医療従事者に対する不当な差別や偏見、誹謗中傷が大きな問題になったところです。不確かな情報に惑わされることがないように、施策の方向性では、新たな感染症に関わる偏見や差別、SNSによる誹謗中傷等の人権侵害を防止する啓発活動を実施することとしています。

次に、(8) 同和問題についてです。

同和問題については、平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」が制定され、部落差別の解消が改めて求められていることから、啓発による新たな差別が生じないように留意しながら、真に問題の解決に資する内容や手法に配慮し、この問題について関心と理解を深めていくことが必要です。そのため、施策の方向性では、赤穂市民促進協議会の活動を中心に関係団体と連携し、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、法務局や人権擁護委員など、関係機関、団体等と連携して、人権侵害を受けた人が安心して相談できる体制づくりに取り組むこととしております。

次に、14ページをお願いします。

「第IV章 人権施策の総合的・効果的な推進」についてです。「1 計画の推進体制」として、「市民対話課」と「学校教育課」が、人権啓発と人権教育の窓口となり、本計画のもと、全庁的に人権に関する情報を共有し、緊密な連携を図ります。また、子ども、女性、高齢者、障がいのある人などの個別計画を策定している部署については、人権の視点からそれぞれの施策を推進していくこととしております。

「2 地域、各種団体等との連携」では、人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、関係機関、関係団体等との連携が必要となりますので、赤穂市民促進協議会の各部会を通して、自治会や各種団体等に対して、自主的・主体的な人権教育、啓発の取組を働きかけるとともに、人権に関する情報や研修テキスト、啓発資料の提供を行うことにより、その取組を支援することとします。「3 人権に関する相談体制」では、本市では、人

権相談所を開設し、人権擁護委員がいじめ、差別、虐待など人権にかかる相談業務や人権救済活動を行うほか、地域においては、民生委員・児童委員が高齢者や障がいのある人、子育てをしている人などに対して、必要な支援や相談等を行っています。相談者に信頼され安心して相談窓口として有効に機能するため、市民が人権問題で悩んだとき、迅速な対応ができるよう、法務局や関係機関との連携を強化するとともに、気軽に利用できる相談体制の充実と周知に努めていきます。

次に、15ページをお願いします。

今回のアンケートは、一般では、市内小学校保護者、市内事業所、消費者協会会員など、各種団体に協力していただき、1,821人中、1,295人から回答をいただいております。回収率は71.1%です。大学生では、関西福祉大学に協力していただき、全学生1,432人中654人から回答をいただいております。なお、大学生の質問、回答はすべてスマホなどを通じて実施されております。回収率は45.7%です。高校生では、赤穂高校に協力いただき、1年生の生徒159人から回答していただきました。トータルでの回収率は61.8%となりました。アンケートの説明は割愛させていただきます。

20ページから28ページには、アンケート結果を帯グラフに表しておりますが、選択肢の多い設問は上位3項目程度とそれ以外はその他に集約して、グラフに表しております。前回調査と同じ設問で比較ができる問いには、前回調査もグラフに記載しております。また、21ページの間4と、22ページの間5は男性と女性によって答えが大きく違っていたため、男性と女性とに分けたグラフを記載いたしております。

29ページをお願いします。

29ページから34ページにかけては、アンケートの意見・提案欄の内容を項目別に掲記いたしております。以上で事務局からの説明を終わります。

委員長 ありがとうございます。

それではまず、事務局から事前の質問についてご紹介いただき、回答をお願いします。

事務局 はい。それでは素案に対する質問等と回答の資料をお願いいたします。事前に質問をいただきましたのは1名で、〇〇委員からです。

まず、計画素案の14ページ、第Ⅳ章の「3 人権相談体制の充実」のところで、下から2行目です。「法務局や関係機関との連携」とありますが、具体的な機関名、窓口はどこになりますか。具体的な窓口を記載してもよいと思います。また支援者の研修も、この項目に盛り込めないでしょうか、という質問に対して、事務局の回答としましては、関係機関には、県や警察、西播磨成年後見支援センターなどを想定しております。県の機関につきましては、子どもの関連ですと県のこども家庭センター、DVの関連ですと県立男女共同参画センターなどをそれぞれ想定しています。

人権問題は多岐にわたりまして、相談者の状況によって、連携する関係機関が異なっておりますので、窓口名を一つ一つ記載する考えはありません。

それから、「支援者の研修を盛り込めないか」という質問については、盛り込みたいと考えております。「相談者に信頼され安心して相談窓口として有効に機能するため、相談員研修の充実を図るとともに、市民が人権問題で悩んだとき、迅速な対応ができるよう法務局など関係機関との連携を強化し、気軽に利用できる相談体制の充実と周知に努めます。」と、改めたいと考えております。

この部分については、前回の委員会の中で、委員からも前回の計画で「相談員の資質の向上」という表現がきついとといったご指摘をいただきましたので、「研修の充実」という表現にさせていただきます。

それから次、6ページです。

第Ⅲ章の(2) 女性の人権、下から7行目です。素案の16ページになりますが、(3) 人権侵害②では、人権を侵害されたと感じたことが「ある」と答えた人で、人権を侵害されたと感じたのはどのようなことかと尋ねたところ、女性では、「女性に関する問題」が、42.4%あるとっているデータがあるので、6ページ第Ⅲ章(2) 女性の人権の現状として盛り込めないか、といったご質問がございました。

この点については女性の人権の現状として、本文に盛り込みたいと考えております。6ページの、下から7行目のところですね。

「また、DV【注2】は・・・」のところで、「今回の調査で、人権を侵害されたと感じたことが『ある』と答えた人に対し、・・・(中略)・・・最も多く

なっています。」までの網かけした一文を挿入した後、「DVは外部から発見しづらい家庭内や・・・」と続ける形に変更させていただきます。

次、めくっていただきまして、22ページ。下の段、問6になります。

問6で、人権を侵害されたとき、どのように対処したかの選択肢に、市役所など行政に相談するはなかったのでしょうか。問7にありましたので、次の機会に改善するかご検討ください、ということでした。

「市役所など、行政に相談する」という項目が、問7のグラフにあって問6にないのはなぜか、という話ですが、「市役所など、行政に相談する」という項目は、選択肢として問6にもあります。ただ、アンケートの結果では上位に入っていないということで、グラフではその他に含まれております。

事前の質問への回答は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

質問は事前にお送りくださいとお知らせしたところ、〇〇委員からのみ提出があったということです。

私からも口頭でいろいろ申し上げて、語句も含めて、細かなところまでお話をさせていただきました。

まず、〇〇委員の質問は、先ほど事務局が回答したような形で、含めさせていただいてよろしいでしょうか。せっかくのご意見ですから。

最初のところは、窓口がたくさんあるということもありまして、記載することは考えていない。そのあとのところに、網掛けのところですが、言葉を入れていくという形です。

それから二つ目もそのような形で、網掛けの部分を入れましょう、ということです。

最後のところは、先ほど回答ありましたように、たくさん項目があるものについては、回答が少数のものを「その他」にまとめてあるということです。

では、網掛けの部分を含んだもので、（案）とするということでもよろしいでしょうか。

この点についてまずご意見をいただいて、まとめておきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それから、調査について少し説明しておきますが、関西福祉大学だけは、ネ

ットを使っての調査という形で、オリエンテーションで多くの学生が集まった時にQRコードを配って、ここへ入って回答してくださいというふうにお願いをしました。その場で回答の時間を多少取ったんですけれども、全員が答えてくださるわけではありません。後からやった学生もいると思います。ただ、正直申しますとこの半数答えてくれたというのは、他のアンケート調査に比べると、ずいぶん率が高いですから、その意味では関心があったんだなど。教員の授業評価とか、様々なアンケート調査を同じ方法でやっているんですが、そちらは「やってください」とだけ言うと、3割ぐらいしか回答がないときもあります。今回のアンケートに答えてくれたのはたった654人で、数こそ少ないですけれども、約半数の学生が答えてくれてるというのはそれなりに関心があったとお考えください。

ということで、大学生はネットからの回答。一般の方はこれ、郵送ですよ。それから高校生は配付式と、それぞれやり方が違っておられますので、パーセントが違ってると思います。

高校生は、配付をしてその場で回収するというものなので、全員だということだそうです。

それから、一般の市民の方々も先ほどのように、PTAの方をお願いしたりもしていますので。これは郵送ですかね。全員ではないですね。

事務局 PTAの方へは、学校を通じて配布しています。

委員長 これは確か、同封の封筒を投函していただくんですね。確か、学校で回収という形ですね。

そこら辺の事情はどうするかな。まあ、いいかな。調査の方法そのものはね。そのようなやり方で、ちょっとパーセントがずれていますけれども、総計と、それからそれぞれの対象者区分で出しているということです。

今回このデータそのものも大事だということでしたので、私からお願いをして、グラフを出していただきました。

また、過去のものと比較ができるものについては、前後がわかれば変化が比較できるかなということで「前回調査」として加えました。

そうしますと前回調査よりもね、あまり変わってないところやら、ちょっと変わっているところやら、ありますので、この辺りが今回、計画を立てる際

の大事なポイントになるかなと思っています。

最後の「意見・提案欄」のところは、せっかく書いてくださっていますので、そのまま並べると見にくいので、“子ども”とか“女性”というカテゴリで分けさせていただきました。中にはちょっと人権意識が低いかなというものもあるんですが、それも一つの大事なデータですから、属性で区分したうえで全部を掲げさせていただくと。あちこちに重なりがあってどうしてもカテゴリ分けできないものは、最後のところに“全般”という形でまとめていると思います。

ということで、前回よりも、かなり分厚くなって冊子のようになりましたが、こういう形で素案を作させていただきました。

委員の皆さまには、何か気になる点がありましたら、それを今日お伝えいただいて、この後また、パブリックコメントという形でね、市民の方々からご意見いただくという形になりますので、今日は最終的な素案としてお見せるものを確定したいと思っています。

どこからでも構わないんですが、この、章立て等の構造はですね、この形でぜひ生かしていただきたいと思っています。

前回のこともありますし、最初にイントロ、第Ⅱ章で啓発の問題を地域と企業、学校で大きく分けてあります。ここは方向性だけですからあまり具体的なことは出てきません。第Ⅲ章が一番メインになるところで、今回、新しい人権課題も取り入れながら、それぞれのアンケートに応じて8つに区分して、最後に施策の方向性についてまとめるという形になっています。それで、第Ⅳ章は全体的に言うところをどうやって推進するかという、推進の体制であったり、あるいは他の関係機関や諸団体との連携であったり、それから相談体制の充実という形で章立てになっています。

この章立て、構成はよろしいでしょうかね。ここから変え始めるとまた右や左やと動かさなくなっちゃいけませんので、まずここだけご確認をいただいて、訂正については各章の中身について、ご意見をいただければありがたいなと思います。

委員 すいません。いいでしょうか。

方向性とか内容についてはいいんですけどね。人権課題の掲記の順序につい

てです。というのがね、目次では子ども、女性、障がい、高齢者。そして次のページでは、女性、子ども、高齢者、障がい者。そのまた後の方では、女性、高齢者、子ども、障がい者と順序が違います。それで、法的にという点で調べてみますとね、国では最初に表示されるのが女性の人権、次に子ども、高齢者、障がい者という順になっています。それでいきますと、また、施策の推進の順序も、変わってくるんですけどね。

そこら辺り、どうかなという部分がちょっと気になりましたね。

委員長 はい。そうですね。ありがとうございます。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の中で、項目が10項目あがっていて、その順番が確か、女性、子供、それから、高齢者だったかな。ただその中の、感染症の問題などは当時ありませんでしたから、入っていません。どうでしょうかね。

少なくとも、国のこの行動計画に書いてある順番にできるだけ沿って、新しいものはそのあとにつけるとかですね、何かルールを決めておいて、中の表記も、(1)が女性、それから子どもという順番ですので。

これは、統一しましょう。基本的にはもう、ずいぶん前のことで忘れましたが、「人権教育のための国連10年」の順番に挙げていくというのが一番いいんじゃないかなと思いますけどね。国は、確かその順番に挙げていると思うんですね。これ、章立ての方も、そこだけごそっと変えるのはできますよね。

事務局 そうですね。前回の計画では、市の独自の考え方で子どもが一番に挙がっていたかと思います。ただ、委員おっしゃるように、国の順番に合わせる形で、この、目次のところも入れ替えさせていただきます。

委員長 そうですね。よろしいでしょうか。どれが重要というわけではないんですが。細かな点ですが大変重要ですから、やっぱりちょっと見直しをしていただいて統一しましょう。

あとちょっと、私からお願いをしたところで、これでよかったのかなと思う点があって。あまり聞きなれない言葉の注釈を、その言葉の後ろに都度つけさせていただいたんですが、この形がいいのか、もしくは、言葉には“注”と打っておいて、最後にまとめて注釈を載せるという、キーワードみたいな形で書いてあるパターンもあると思うんです。

私は何かその場にあった方がいいかなと思って入れたんですが、どちらがいいか、ご意見ありますか。

委員 その方がいいと思います。読んだときに、下にあった方が理解しやすいし、いちいち後ろをめくるより、いいと思います。

委員長 そうですね。じゃあ、この形でよろしいですか。

「この言葉はもうちょっと説明してもいいんじゃないか」というものがあればそれはぜひお伝えくださればと思うんです。ですので、注釈のついた言葉を見ていただいて、これだけでいいのかどうかですね。これね、いろんな方に見ていただくことになりますが、難しい言葉が出てきたらそれだけで嫌がられますので、できるだけ、わかりやすく。ほかにも注釈が必要な言葉があれば、ぜひ、委員の皆さんからご指摘いただければいいと思うんです。最初に出てきますのが、5ページの、総合計画のところの、施策の方向性のところに「SNS」。注はつけてないですね。

【注1】は、「LGBTQ+」ですね。次が、7ページの、「DV」ですね。他にもつけてくださったような気がします、あんまりたくさんついてもなと、私の方でカットした記憶があります。

12ページに、【注3】【注4】ですね。性的指向と性自認が入っています。

あと、「ヤングケアラー」というのがありますが、これは中の言葉、説明の文章に入っていますので、これは外させていただきました。

なかったのが「SNS」とかね、それからもう質問の中に入っていたので挙がっていませんが、「セクシャルハラスメント」とか。どうしても男女共同参画の関連部分は片仮名が多いものですから。

委員 すみません。資料に基づきまして、アンケート調査の結果をグラフにしていますね。グラフは全部で18項目ありますが、掲載されている項目と割愛されている部分があります。

事務局 後ろに資料としてすべてのグラフを再掲しています。

委員長 アンケート結果については、細かい%とか、順位などはできるだけ文章に入れなくて、グラフで示してほしいとお願いしました。ただ、%表示を全部削ってしまうと、何となくエビデンスが見えませんが、全部削ってはいません。中の文章に関わる箇所だけは、グラフを文中に入れて、後ろの資料編

で再掲しています。資料もなくすという方法もあるんですが、せっかくのデータですから、全部入れました。これも先ほどの注釈と同じで、後ろにあるから必要ないということであれば、文中のものは切ってしまった方がシンプルかなとも思うんですけどね。前は、グラフは全く入れていません。まあ、あった方が、見ながらいろいろ解釈できていいかなということで入れさせていただきました。いろいろとご意見あると思いますが。

委員 はい。結構です。

それと、16ページですが、表現というか、(3) 人権侵害 ①②③と、ありますね。「②また」、「③さらに」、こういう整理の仕方について、ちょっと、整理した方がよいのではないかなと。18ページにも同様に「②また」とあります。

委員長 これは通常であればもう、要りませんね。通常は「まず」「次に」「さらに」というふうに受けますので、それであれば一番のところはずっとつけないといけないんですが、それもありますので、もう、「また」とか「さらに」はやめて、箇条書きのように書くということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

あと、「障がい」という表現も、気をつけて書いていただいていると思います。なんだろうかね、文中に登場する場合には、そのまま「がい」はひらがなにしておいて、国の法令上、「障害」が漢字になっているものは漢字にするというふうにしていると思います。言葉遣いについては人権にかかわる問題ですので、もう一度きちっと見直しはしたいと思います。

委員 30ページ、「意見・提案欄」の中で、「・・・社会が未だにないことがないことがとても残念です・・・」は誤植ですか。原稿がどうなっていたのかわかりませんがね。

委員長 うん。本当ですね。「意見・提案欄」については載せ方が難しく、誤字や意味のわかりにくいものもあって、それはできるだけ正しい表記に変えるというか、意味がわかる方がいいと思います。難しいんですけど、趣旨が変わらなければ、一番意味が通る表現に変えていただいていると思うのですが。それ以外に、内容的に気になることもあるんですが、それはもう、できるだけそのままにしておくということで、よろしいでしょうか。

事務局 一つ、よろしいでしょうか。30ページ、【障がい】の欄、2行目ですね。「障害を持つ子供の親として感じるがあります。～（略）」これは原文では、漢字で書かれているのですが。

委員長 どうするかね。ひらがなに変えるかな。法令名だけはとりあえずそのままにして。法令名には「」をつけて、「それは特別ですよ」というふうにした方がいいかなと思うんですよ。

「障害者差別解消法」は、8ページですね。ついてますねここね。

こういう形で、法令名のその「害」を漢字で書いたところは、そのまま漢字にすると。だからその下の、施策の方向性の方も、かぎカッコを付けた方がいいと思います。「障害者差別解消法」、「障害者虐待防止法」というようなやつがありましたら、これは「」をつけるという形で、やりましょうか。例えば「こども」ですと、“子”が漢字のものと平仮名のものがありますし、それからもちろん「児童」とか、「未成年」とか、いろんな表現がありますから、それぞれを、きちんと合わせなくちゃいけません。「こども基本法」はかぎカッコをつけて、これは平仮名なんです。国語学上は「子供」は漢字なんですね。文部科学省は「子供」と漢字で書きます。厚生労働省は“ども”を平仮名で「子ども」です。「子ども読書活動推進法」は“ども”が平仮名です。このように、「こども」に関しては、どれも間違いではありませんので、「こども基本法」だけ「」をつけて、あとは意見を書かれた方の文そのままでもいいような気がします。

それと9ページでも、計画名のところ、「」があるところとないところとあります。法令や計画についてはそのままの正式名称なので、それは「」を付けた方がいいかもしれません。

さて、他には何かお気づきの点ございましょうか。表記のことについてはまた、早急にチェックをし、記号のことや、あるいは先ほどの接続詞を取り除くようなこともしたいと思いますが、内容的にはどうでしょうか。

もっと前に聞けばよかったんですが、インターネットモニタリング事業について。私はピンとこなかったんですが、どういう監視の仕方をするのかなと。

事務局 インターネットモニタリング事業というのは、職員が定期的にインターネット上を巡回して、例えばSNSや匿名掲示板に差別的な表現を含んだ書き込

みなどがいないかどうか監視をする、という事業です。

委員長 今やっているんですね。11ページのところですよね。それを誰がどういう形で実施しているのか全然わからなかったもので。赤穂市民がインターネットでどんな書き込みをしているかチェックするとか、監視されてることになればですね。

事務局 いや、それはありません。誰が書き込んだかはわかりませんが、もしインターネット上で差別を助長するような表現があれば、例えば法務局からプロバイダに書き込みの削除要請をするよう依頼する、というようなことを市の職員がやっております。

委員長 これは各自治体で、担当の方がいて、そういうのを発見したら、関係の機関に届け出るという形になっているんですか。

事務局 県内でもかなり多くの自治体でインターネットモニタリング事業を実施しています。直接プロバイダに削除要請する場合がありますし、法務局を通じて要請する場合があります。例えば“2ちゃんねる”とか、地域版の書き込みサイトとかいった匿名掲示板などにそういう書き込みがありますので。最近でもYouTubeに動画が掲載されることがありました。

委員長 誰が書き込みしてるということまではわからんのですね。市民監視の仕組みみたいに読まれると、まずいなと思ったんですけど。

委員 実際に、赤穂市の差別的な動画がYouTubeなどにアップされているという事実もあります。そういう事実を見つけて、抑制するという意味でのモニタリングというのは、割といろんな行政機関がやっていると思います。ここでは「監視」という言葉が二つあるから、後半は削ってもいいかなと思います。前半は説明ですからこのまま置いて、「実施し、抑制に努めます」ぐらいで、いいかなと思う。

委員長 はい。ちょっと、誰が何を監視してるかよくわからないところがあるなと思ったものですから。

委員 ここに書いてあるように、「差別を助長する書き込みを監視する」ことでそれを抑制する、ということです。

委員長 「モニタリング」という言葉自体はもうよく使われるので、その説明は要らないと思うんですが、誤解が生じない様に。私が知らないだけかもしれま

せんけど。

事務局 この事業を実施する際には、いろんなPRをしています。ホームページに掲載するほか、記者発表もしました。一般まで浸透しているかというところとちょっとわからない部分もあるんですが、インターネットモニタリングを実施することで、差別書き込みを抑止しようとする事業です。

委員長 チェック機関に委託しているかと思っていました。

事務局 いえ、そこまではできていません。

委員長 他にございませんか。時間のこともありますので、素案として確定したいと思うんですが。細かいところは、事務局と一緒に、私も加わってチェックしたいと思っております。

それでは今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 本日いただきましたご意見を参考に、素案については最終的にもう少し練り直したいと思えます。

委員の皆さんには、今日の議論を踏まえまして、何かありましたら、できれば今週中にメール、FAX等で、事務局までいただければありがたいです。

それでは、修正等につきましては、委員長に一任いただきまして、委員会として、計画（案）としたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

事務局 ありがとうございます。

では、今後の予定ですが、12月23日から1ヶ月間でパブリックコメントを予定しております。12月号の回覧広報あこう、ホームページで周知をいたしまして、市ホームページ、市役所市民対話課、各地区公民館、隣保館で、この計画について、閲覧ができるようにしたいと考えております。

次回、第3回の委員会につきましては、パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえまして、計画内容を精査し、最終的に委員会として、計画を取りまとめたいと考えております。開催は2月下旬を予定しておりますので、委員の皆様にはまた日程等のご都合よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

全体を通して何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでしたら、最後に、副委員長からご挨拶をお願いいたします。

副委員長 本日は熱心なご協議をいただきまして本当にありがとうございました。
基本計画がより充実したものになりますよう、力を合わせて取り組んでいき
たいと思います。本日は本当にありがとうございました。
(ありがとうございました)